

委員会と分科会の役割

平成13年6月27日
内閣府独立行政法人評価委員会決定
平成17年8月23日改正

内閣府独立行政法人評価委員会及び両分科会との間の審議事項の分担は下記のとおりとし、内閣府独立行政法人評価委員会議事規則第3条に基づく分科会での議決事項は下表の分科会の項に記述されている事項とする。

委 員 会	分 科 会
(1) 委員会の運営等に必要な事項 ① 委員長の互選 ② 委員会議事規則の制定・改正 ③ 分科会の議決をもって委員会の議決とする事項の議決	(1) 分科会の運営等に必要な事項 ① 分科会長の互選 ② 分科会議事規則の制定・改正
(2) 主務大臣への意見の申出 ① 業務方法書の作成、変更 ② 中期目標の制定、変更 ③ 中期計画の作成、変更 ④ 中期目標期間終了後の法人の業務、組織の在り方 ⑤ 役員報酬等の支給の基準	(2) 主務大臣への意見の申出 ① 財務諸表の承認 ② 毎事業年度の利益の処理 ③ 限度額を超える短期借入金 ④ 重要な財産の譲渡 ⑤ 積立金の処分
(3) 独立行政法人への勧告(必要がある場合) ① 各事業年度の実績評価を受けて、独立行政法人への業務運営の改善等 ② 中期目標期間の実績評価を受けて、独立行政法人への業務運営の改善等	
(4) 業務の実績評価 中期目標期間の実績評価	(3) 業務の実績評価 各事業年度の実績評価 (4) 役員の退職金に係る業績勘案率の決定